

第2号様式(第10条関係)

令和 5年 4月28日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

新垣 新



令和4年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和4年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 新

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	22,000	ホームページ管理費代
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	56,259	琉球新報 沖縄タイムス 公明新聞
事 務 所 費	1,102,524	事務所家賃 電気、水道使用料金
事 務 費	66,682	NTT(事務所電話費)
人 件 費	767,449	職員給与 労働保険料
合 計	2,014,914	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

## 経費区分別支出一覧表

経費区分          広聴広報費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
3/28	HP管理費用4月分	5,500	1/2	2,750
4/27	HP管理費用5月分	5,500	1/2	2,750
	6月～9月分政務外の為計上せず			
9/27	HP管理費用10月分	5,500	1/2	2,750
10/27	HP管理費用11月分	5,500	1/2	2,750
11/28	HP管理費用12月分	5,500	1/2	2,750
12/27	HP管理費用1月分	5,500	1/2	2,750
1/27	HP管理費用2月分	5,500	1/2	2,750
2/27	HP管理費用3月分	5,500	1/2	2,750
	<a href="https://shingaki-arata.com/">https://shingaki-arata.com/</a>			
A. 小計				22,000
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計		/	/	22,000

充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

領 収 証

新垣 了之

様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 5,500-

内 訳

現金

小切手 /

手 形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 HP管理代行社 (サ-バ-・ドメイン等) 4月

2022年 3月 28日 上記正に領収いたしました

(同) ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント

登録番号

GR1621

充当割合 1/2 按分 ¥ 2,750 (4月分)

領 収 証

新垣 了之

様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 5,500-

内 訳

現金

小切手 /

手 形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 HP管理代行社 (サ-バ-・ドメイン等) 5月

2022年 4月 27日 上記正に領収いたしました

(同) ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント

登録番号

GR1621

充当割合 1/2 按分 ¥ 2,750 (5月分)

6~9月分 政務外の勘計上せず

充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

領 収 証

新垣 アヲ

様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 5500-

内 訳  
現金  
小切手 /  
手 形 /

但 HP管理費と12 (サーバー・TX含む) 10月

2022年 9月27日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223  
沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル2F  
TEL/FAX 098-996-1683  
合同会社アクセスポイント

登録番号

GR1621

充当割合  $\frac{1}{2}$  按分 ¥2,750 (10月分)

領 収 証

新垣 アヲ

様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 5500-

内 訳  
現金  
小切手 /  
手 形 /

但 HP管理費と12 (サーバー・TX含む) 11月

2022年 10月27日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223  
沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル2F  
TEL/FAX 098-996-1683  
合同会社アクセスポイント

登録番号

GR1621

充当割合  $\frac{1}{2}$  按分 ¥2,750 (11月分)

充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

領収証

新垣アキラ

様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 5500-

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 HP管理費として×12か月再発行

2022年11月28日 上記正に領収

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント

登録番号

GR1622

充当割合 1 按分 ¥2,750 (12月分)

領収証

新垣アキラ

様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 5500-

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 HP管理費として(HP代)1月

2022年12月27日 上記正に領収

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント

登録番号

GR1622

充当割合 1 按分 ¥2,750 (1月分)

充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

領 収 証 新垣 T 様 No. \_\_\_\_\_

金額				¥	5	5	0	0	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

内 訳  
現金  
小切手 /  
手形 /  
消費税額等(%)  
消費税額等(%)

但 HP 管理費として (9-10-EX-29) 2月分

2023年1月17日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223  
沖縄県豊見城市筑長 853-5 浅田ビル 2F  
TEL/FAX 098-996-1683  
合同会社アクセスポイント

登録番号

GR1622

充当割合 1/2 按分 ¥2,750 (2月分)

領 収 証 新垣 T 様 No. \_\_\_\_\_

金額				¥	5	5	0	0	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

内 訳  
現金  
小切手 /  
手形 /  
消費税額等(%)  
消費税額等(%)

但 HP 管理費として (9-10-EX-29) 3月分

2023年2月17日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

〒901-0223  
沖縄県豊見城市筑長 853-5 浅田ビル 2F  
TEL/FAX 098-996-1683  
合同会社アクセスポイント

登録番号

GR1622

充当割合 1/2 按分 ¥2,750 (3月分)






充当割合：政務活動のみ全額充当

資料購入費

2022年4月分 領収証 000002  
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
マンション安里1F  
新垣あらた 様

全額充当

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2022年5月9日

¥3075

4月分

( $\frac{10}{10}$ )

※軽減税率対象

読者ID

販売店 糸満センター  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3  
店主 国吉真信

担当者印




印刷日  
2022/04/11

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2022年5月分 領収証 000002  
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
マンション安里1F  
新垣あらた 様

全額充当

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2022年5月9日

¥3075

5月分

( $\frac{10}{10}$ )

※軽減税率対象

読者ID

販売店 糸満センター  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3  
店主 国吉真信

担当者印



印刷日  
2022/05/16

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

6~9月政務外の為計上せず

資料購入費


充当割合：政務活動 のみ全額充当

2022年10月分  
西崎町3丁目8  
マンション安里1F  
新垣あらた

領収証 000002  
005-006-1-17-024513

様

全額充当

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
			上記金額を領収しました。
			今年11月29日

¥3075

10月分

(10/10)

※軽減税率対象

読者ID

販売店 糸満センター  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3  
店主 国吉真信

担当者印



印刷日  
2022/10/06


自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2022年11月分  
西崎町3丁目8  
マンション安里1F  
新垣あらた

領収証 000002  
005-006-1-17-024513

様

全額充当

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
			上記金額を領収しました。
			今年12月6日

¥3075

11月分

(10/10)

※軽減税率対象

読者ID

販売店 糸満センター  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3  
店主 国吉真信

担当者印



印刷日  
2022/11/09

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動のみ全額充当

2022年12月分 領収証 000002  
 西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
 マンション安里1F  
 新垣あらた様

全額充当

¥3075

12月分

( $\frac{10}{10}$ )

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

琉球新報

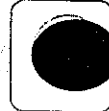
上記金額を領収しました。  
 令和5年1月1日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 糸満センター  
 TEL 098-994-9405  
 住所 阿波根1368-3  
 店主 園吉真信

担当者印



印刷日  
 2022/12/07

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2023年1月分 領収証 000002  
 西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
 マンション安里1F  
 新垣あらた様

全額充当

¥3075

1月分

( $\frac{10}{10}$ )

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

琉球新報

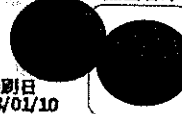
上記金額を領収しました。  
 令和5年2月4日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 糸満センター  
 TEL 098-994-9405  
 住所 阿波根1368-3  
 店主 園吉真信

担当者印



印刷日  
 2023/01/10

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動のみ全額充当

2023年 2月分 領収証 000002  
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
マンション安里 1F  
新垣あらた 様

全額充当

¥3075

2月分

(10)

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税
			上記金額を徴収しました。
			今年3月7日

※軽減税率対象

読者ID

販売店 糸満センター  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3  
店主 国吉真信

担当印



印刷日  
2023/02/06

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動のみ全額充当

お問い合わせ番号： 344-00693201  
 領収書 No.：  
 2022年4月分 領収書  
**新垣 新 様**

御購読  
 ありがとうございます。

合計	3,075	円
(内消費税 227)		

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、  
 領収致しました。

**沖縄タイムス**  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉まゆみ

領収日  
 5/26

全額充当

¥ 3,075

4月分

( $\frac{10}{10}$ )

お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
 領収書 No.： 28588119  
 2022年5月分 領収書  
**新垣 新 様**

御購読  
 ありがとうございます。

合計	3,075	円
(内消費税 227)		

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、  
 領収致しました。

**沖縄タイムス**  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉まゆみ

領収日  
 5/26

全額充当

¥ 3,075

5月分

( $\frac{10}{10}$ )

6~9月分 政務外の為計上せず

充当割合：政務活動のみ全額充当

お問い合わせ番号： 0344 - 00693201  
 領収書 No： 29351871  
 2022年 10月分 領収書

**新垣 新様**

御購読  
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象  
 ※上記の金額を、  
 領収致しました。

8%対象 3,075円 消費税 227円

**沖縄タイムス**  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号 T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ

領収日  
 11/15

全額充当  
 ¥3,075  
 10月分  
 (10/10)

お問い合わせ番号： 0344 - 00693201  
 領収書 No： 29469314  
 2022年 11月分 領収書

**新垣 新様**

御購読  
 ありがとうございます。

合計	3,075円 (内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象  
 ※上記の金額を、  
 領収致しました。

8%対象 3,075円 消費税 227円

**沖縄タイムス**  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号 T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ

領収日  
 12/13

全額充当  
 ¥3,075  
 11月分  
 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
 領収書 No: 29696328  
 2022年 12月分 領収書  
**新垣 新様**

御購読  
 ありがとうございます。 合計 **3,075円**  
 (内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象  
 ※上記の金額を、  
 領収致しました。  
**沖縄タイムス**  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号 T  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ

8%対象 3,075円 消費税 227円

領収日  
 1/10

全額充当

¥3,075

12月分

( $\frac{10}{10}$ )

お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
 領収書 No: 29794562  
 2023年 1月分 領収書  
**新垣 新様**

御購読  
 ありがとうございます。 合計 **3,075円**  
 (内消費税 227)

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象  
 ※上記の金額を、  
 領収致しました。  
**沖縄タイムス**  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号 T  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ

8%対象 3,075円 消費税 227円

領収日  
 2/20

全額充当

¥3,075

1月分

( $\frac{10}{10}$ )

充当割合：政務活動のみ全額充当

お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
領収書 No: 29987699  
2023年 2月分 領収書

新垣 新様

御購読  
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
(内消費税 227円)		
品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象、8%対象 3,075円 消費税 227円  
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 西崎西  
事業者番号 T  
TEL 994-8414  
店主 比嘉 まゆみ

領収日  
3/14

全額充当 ¥ 3075

2月分 (10/10)



充当割合: 政務活動のみ全額充当

資料購入費

払込受領証 (お客様控え)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様  
20220447019303780

金額 ¥1,887



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。  
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払ください。  
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先 (送出人)」までお願いいたします。

《ご請求明細》 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
( 8%対象)			¥1,887

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2022年04月  
ご請求金額 ¥1,887  
お支払期限 2022年05月10日  
請求番号 20220447019303780

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 ¥1887 4月分 (10)

払込受領証 (お客様控え)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様  
20220547019303780

金額 ¥1,887



収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。  
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払ください。  
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先 (送出人)」までお願いいたします。

《ご請求明細》 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
( 8%対象)			¥1,887

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2022年05月  
ご請求金額 ¥1,887  
お支払期限 2022年06月10日  
請求番号 20220547019303780

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 ¥1887 5月分 (10)

6~9月分 政務外の為計上せず

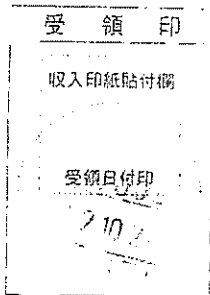
充当割合：政務活動のみ全額充当

払込受領証(お客様持)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様  
20221047019303780

金額 ¥1,887



取扱代行 株式会社シャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。  
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。  
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2022年10月  
ご請求金額 ¥1,887  
お支払期限 2022年11月10日  
請求番号 20221047019303780

(ご請求明細) ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
(8%対象)			¥1,887

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しく下さい。

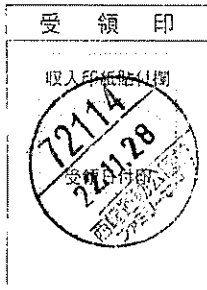
全額充当 10月分 ¥1,887 (10%)

払込受領証(お客様持)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様  
20221147019303780

金額 ¥1,887



取扱代行 株式会社シャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。  
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。  
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2022年11月  
ご請求金額 ¥1,887  
お支払期限 2022年12月10日  
請求番号 20221147019303780

(ご請求明細) ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
(8%対象)			¥1,887

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しく下さい。

全額充当 11月分 ¥1,887 (10%)

充当割合：政務活動のみ全額充当

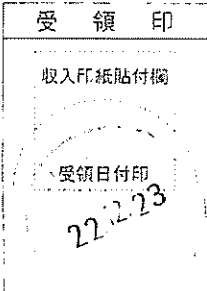
払込受領証(お客様様)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様

20221247019303780

金額 ¥1,887



取扱代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2022年12月  
ご請求金額 ¥1,887  
お支払期限 2023年01月10日  
請求番号 20221247019303780

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
(8%対象)			¥1,887

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 ¥1,887 12月分 (10/10)

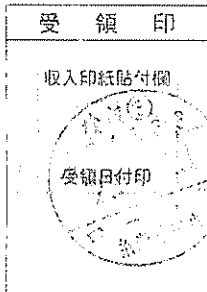
払込受領証(お客様様)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様

20230147019303780

金額 ¥1,887



取扱代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月 2023年01月  
ご請求金額 ¥1,887  
お支払期限 2023年02月10日  
請求番号 20230147019303780

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
(8%対象)			¥1,887

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当 ¥1,887 1月分 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

領 収 証

新垣新 様 2023年2月25日

¥1,887

但し、公明新聞(2月分)代と

上記止に領収いたしました

内 込 聖教新聞系満販売店  
店主 平 良  
〒301-0803 東京都宇都宮区東城492-5  
TEL 0985-995-1778  
Ca 1048


全額充当 2月分 ¥1,887 (10/10)

## 経費区分別支出一覧表


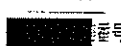
経費区分 事務所費


日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	政務事務所家賃4・5月分	240,000	全額	240,000
	6～9月分政務外の為計上せず			
毎月払	政務事務所家賃10～3月分	720,000	全額	720,000
5/8	電気使用料金4月分(従量電灯)	10,005	全額	10,005
5/23	電気使用料金5月分(従量電灯)	9,365	全額	9,365
	6～9月分政務外の為計上せず			
10/24	電気使用料金10月分(従量電灯)	10,966	全額	10,966
11/18	電気使用料金11月分(従量電灯)	9,959	全額	9,959
12/21	電気使用料金12月分(従量電灯)	10,397	全額	10,397
1/23	電気使用料金1月分(従量電灯)	11,496	全額	11,496
5/8	電気使用料金4月分(低圧電力)	7,836	全額	7,836
5/23	電気使用料金5月分(低圧電力)	9,134	全額	9,134
	6～9月分政務外の為計上せず			
10/24	電気使用料金10月分(低圧電力)	15,251	全額	15,251
11/18	電気使用料金11月分(低圧電力)	10,026	全額	10,026
12/21	電気使用料金12月分(低圧電力)	8,416	全額	8,416
1/23	電気使用料金1月分(低圧電力)	8,460	全額	8,460
5/8	水道使用料金4月分	3,187	全額	3,187
6/1	水道使用料金5月分	3,187	全額	3,187
	6～9月分政務外の為計上せず			
11/4	水道使用料金10月分	3,187	全額	3,187
12/2	水道使用料金11月分	3,187	全額	3,187
1/5	水道使用料金12月分	3,187	全額	3,187
2/14	水道使用料金1月分	3,187	全額	3,187
3/10	水道使用料金2月分	2,091	全額	2,091
	事務所費 充当合計			1,102,524

充当割合：政務活動のみ全額充当

おなまえ  座


シンガキ アラタ様

店番号  番号  税区分 分 離 マル優限度額 千円


定期預金口座番号  税区分 マル優限度額 千円

通帳発行日 04-05-01 082 再発行回次 1

銀行コード 0596 KAIHO 株式会社 沖縄海邦銀行

取引店名  支店

取引店電話番号 098-992-5630

発行店名 

印紙税申告納付につき那覇証券監認済

04-03-28 | 200 \*120,200RW.アイ.ホ-ム \*342,829 | 047-

全額充当(10) 4月分家賃として ¥120,000  
 4月分領収証 糸分失の為 口座コセ-セア員占り

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
 領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証 No 002863  
 2022年4月27日  
 新垣 新 様

入金額	¥ 120 000 0	入金内訳
		現金
		小切手
		振込
		相殺
		預り金
		計

この内消費税 円を含みます。  
 但しマンション安里1F 5月分家賃として(4/27振替)

上記の金額正に領収致しました。


不動産ネットワーク

有限会社 アイ・ホ-ム

沖縄県知事【3】第552号

〒901-0305 沖縄県糸満市西福

☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

受領者印 

全額充当(10) 5月分家賃 ¥120,000  
 6~9月分政務外の為 計上せず

充当割合：政務活動 のみ全額充当

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

**領 収 証**

№ 003033  
令和4年9月27日

新垣新 様

入金額	¥ 120000	入金内訳
		現金
		小切手
		振込
		相殺
		預り金
		計

この内消費税 円を含みます。  
但しマンション安里1F10月分家賃として(1/27振替)

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション  
有限会社 **ア・ホ・ホ** 受領者印

沖縄県知事【3】第3720  
901-0305沖縄県糸満市西崎  
TEL:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

全額充当 10月分 ¥120000 (1/10)

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

**領 収 証**

№ 003053  
令和4年10月27日

新垣新 様

入金額	¥ 120000	入金内訳
		現金
		小切手
		振込
		相殺
		預り金
		計

この内消費税 円を含みます。  
但しマンション安里1F11月分家賃として(1/27振替)

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション  
有限会社 **ア・ホ・ホ** 受領者印

沖縄県知事【3】第3720  
901-0305沖縄県糸満市西崎2丁目17-15  
TEL:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

全額充当 ¥120000 11月分 (1/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

No 003092

令和4年11月28日

領 収 証

新垣 新 様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥1200000	入金内訳	現金	
			小切手	
この内消費税 円を含みます。			振込	
但しマンション安里1F令和4年12月分家賃として (R4.12/28振替)			相殺	
			預り金	
			計	

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション

有限会社 **アール・エス・シー**

沖縄県知事【3】第929号

1-0305沖縄県糸満市西崎2丁目15番1号

TEL:(098)994-5988 FAX:(098)994-5988

受領者印

全額充当 12月分 ¥120,000 (10/10)

No 003091

R4年12月27日

領 収 証

新垣 新 様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥1200000	入金内訳	現金	
			小切手	
この内消費税 円を含みます。			振込	
但しマンション安里1F令和5年1月分家賃として (R4.12/27振替)			相殺	
			預り金	
			計	

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション

有限会社 **アール・エス・シー**

沖縄県知事【3】第929号

1-0305沖縄県糸満市西崎2丁目15番1号

TEL:(098)994-5988 FAX:(098)994-5988

受領者印

全額充当 1月分 ¥120,000 (10/10)



充当割合：政務活動のみ全額充当

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

№ 003139  
令和5年1月27日

**領 収 証**

新垣新 様

入金額	¥ 1200000	入金内訳
この内消費税 円を含みます。		現金
但しマンション安里IF令和5年2月分家賃として (R5. 1/27振替)		小切手
上記の金額正に領収致しました。		振込
		相殺
		預り金
		計

不動産ネットワークス  
有限会社 **アイ・エス・エス** 受領者印

沖縄県知事【3】第1728号  
1-0305沖縄県糸満市  
☎:(098)994-5988 FAX: 71023004-5987

全額充当 2月分 ¥120000 (10/10)

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

№ 003140  
令和5年2月27日

**領 収 証**

新垣新 様

入金額	¥ 1200000	入金内訳
この内消費税 円を含みます。		現金
但しマンション安里IF令和5年3月分家賃として (R5. 2/27振替)		小切手
上記の金額正に領収致しました。		振込
		相殺
		預り金
		計

不動産ネットワークス  
有限会社 **アイ・エス・エス** 受領者印

沖縄県知事【3】第1728号  
901-0305沖縄県糸満市  
☎:(098)994-5988 FAX: 71023004-5987

全額充当 3月分 ¥120000 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代  
(従量電灯)

電気料金払込受領証

新垣 新様

電気番号 20347- 45-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 4年 4月分

領収金額	10,005 円
料金	9,021 円
再エネ賦課金	984 円

【再掲】  
消費税等相当額 909 円  
燃料費調整額 1,166.12 円

ご使用量 293 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月19日	日附印
金融機関取扱期日	5月27日	22.5.08
コンビニ等取扱期日	6月8日	22.5.08

沖縄電力株式会社 那覇支店  
収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

新垣 新様

電気番号 20347- 45-2-3  
ご契約種別 低圧電力  
令和 4年 5月分

領収金額	9,385 円
料金	8,889 円
再エネ賦課金	476 円

【再掲】  
消費税等相当額 851 円  
燃料費調整額 549.24 円

ご使用量 138 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月20日	日附印
金融機関取扱期日	6月30日	4.5.23
コンビニ等取扱期日	7月10日	4.5.23

沖縄電力株式会社 那覇支店  
収入印紙貼付欄

全額充当 4月分  
¥10,005 (10/10)

全額充当 5月分  
¥9,385 (10/10)

6~9月分 政務外の為 計上せず

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代  
(従量電灯)

電気料金払込受領証

新垣 新様

電気番号 20347- 45-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 4年10月分

領収金額	10,966 円
料金	9,859 円
再エネ賦課金	1,097 円

[再掲]  
消費税等相当額 996 円  
燃料費調整額 1,265.62 円

ご使用量 318 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人控)

支払期日	11月21日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月 1日	72,702.24 アミリーマ
コンビニ等 取扱期限日	12月11日	
収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

新垣 新様

電気番号 20347- 45-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 4年11月分

領収金額	9,959 円
料金	8,956 円
再エネ賦課金	1,003 円

[再掲]  
消費税等相当額 905 円  
燃料費調整額 1,158.16 円

ご使用量 291 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A.ご依頼人控)

支払期日	12月19日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月28日	2211.18 アミリーマ
コンビニ等 取扱期限日	1月 8日	
収入印紙貼付欄		

沖縄電力株式会社

全額充当10月分

¥10,966 ( $\frac{10}{10}$ )

全額充当11月分

¥9,959 ( $\frac{10}{10}$ )

充当割合：政務活動のみ全額充当

電代  
(従量電灯)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 4年12月分

---

領収金額 10,397 円

料金 9,352 円  
再エネ賦課金 1,045 円

[再掲]  
消費税等相当額 945 円  
燃料費調整額 1,205.92 円

---

ご使用量 303 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月8日	印
金融機関 取扱期日	1月26日	印
コンビニ等 取扱期日	2月5日	印

沖崎電力株式会社 収入印紙貼付欄

全額充当12月分  
¥10,397 (10/10)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 1月分

---

領収金額 11,496 円

料金 10,351 円  
再エネ賦課金 1,145 円

[再掲]  
消費税等相当額 1,045 円  
燃料費調整額 1,321.34 円

---

ご使用量 332 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月20日	印
金融機関 取扱期日	3月2日	印
コンビニ等 取扱期日	3月12日	印

沖崎電力株式会社 収入印紙貼付欄

全額充当1月分  
¥11,496 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代  
(低圧電力)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3  
ご契約種別 低圧電力  
令和 4年 4月分

---

領収金額 7,836 円

料金 7,605 円  
再エネ賦課金 231 円

[再掲]  
消費税等相当額 712 円  
燃料費調整額 274.62 円

---

ご使用量 89 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月19日	日 附 印
金融機関取扱期限日	5月27日	
コンビニ等取扱期限日	6月 8日	22.5.08

沖縄電力株式会社 那覇支店

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 4年 5月分

---

領収金額 9,134 円

料金 8,210 円  
再エネ賦課金 924 円

[再掲]  
消費税等相当額 830 円  
燃料費調整額 1,066.62 円

---

ご使用量 268 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月20日	日 附 印
金融機関取扱期限日	6月30日	出納済
コンビニ等取扱期限日	7月10日	4. 5. 23

沖縄電力株式会社 西嶺支店

全額充当 4月分  
¥7,836 (10/10)

全額充当 5月分  
¥9,134 (10/10)

6~9月分政務外の為計上せず

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代  
(低圧電力)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3  
ご契約種別 低圧電力  
令和 4年10月分

領収金額	15,251 円
料金	13,896 円
再エネ賦課金	1,355 円

[再掲]  
消費税等相当額 1,388 円  
燃料費調整額 1,564.14 円

ご使用量 393 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月21日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月4日	
コンビニ等 取扱期限日	12月11日	

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

全額充当 10月分  
¥15,251 ( $\frac{10}{10}$ )

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3  
ご契約種別 低圧電力  
令和 4年11月分

領収金額	10,026 円
料金	9,447 円
再エネ賦課金	579 円

[再掲]  
消費税等相当額 911 円  
燃料費調整額 668.64 円

ご使用量 168 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月19日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月28日	
コンビニ等 取扱期限日	1月 8日	

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

全額充当 11月分  
¥10,026 ( $\frac{10}{10}$ )

充当割合：政務活動のみ全額充当

電気代  
(低圧電力)

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3  
ご契約種別 低圧電力  
令和 4年12月分

領収金額	8,416 円
料金	8,089 円
再エネ賦課金	327 円

[再掲]  
消費税等相当額 765 円  
燃料費調整額 378.10 円

ご使用量 95 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月16日	72114 印
金融機関 取扱期限日	1月18日	221221 印
コンビニ等 取扱期限日	2月5日	西橋運動公園前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

新垣 新 様

電気番号 20347- 45-2-3  
ご契約種別 低圧電力  
令和 5年1月分

領収金額	8,460 円
料金	8,126 円
再エネ賦課金	334 円

[再掲]  
消費税等相当額 769 円  
燃料費調整額 386.06 円

ご使用量 97 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月20日	37433 印
金融機関 取扱期限日	3月2日	23123 印
コンビニ等 取扱期限日	3月12日	ローソン 糸港西川店

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

全額充当 12月分  
¥8,416 (10)


全額充当 1月分  
¥8,460 (10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 4年 4月26日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 4年 5月16日		
〒	901-0305		
西崎町3丁目8番地			
安里マンション 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所西崎町3丁目8番地 安里マンシ ン 101			
使用期間	令和 4年 3月13日 から 令和 4年 4月13日 まで		
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 4年 4月分		
使用水量	0 m <sup>3</sup>		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長 

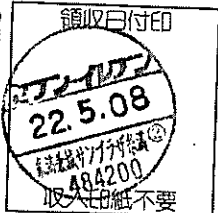
糸 満 市 水 道 部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。


収納代行 DSK電算システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 4年 5月25日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 4年 6月15日		
〒	901-0305		
西崎町3丁目8番地			
安里マンション 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所西崎町3丁目8番地 安里マンシ ン 101			
使用期間	令和 4年 4月13日 から 令和 4年 5月13日 まで		
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 4年 5月分		
使用水量	1 m <sup>3</sup>		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長 

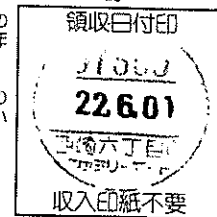
糸 満 市 水 道 部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。

収納代行 DSK電算システム



全額充当 4月分

¥3,187 (10/10)

全額充当 5月分

¥3,187 (10/10)

6~9月分 政務外の為 計上せず




充当割合：政務活動のみ全額充当

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 4年10月26日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 4年11月15日		
〒 901-0306			
西崎町3丁目8番地			
安里マンション 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所 西崎町3丁目8番地 安里マンション 101			
使用期間	令和 4年 9月13日 から 令和 4年10月13日 まで		
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 4年10月分		
使用水量	1 m <sup>3</sup>		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものは無効です。  
収納代行 DSK電算システム


領収日付印  
22.11.04  
西崎六丁目  
収入印紙不要

全額 充当 ¥3,187  
10月分 (10/10)

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 4年11月25日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 4年12月15日		
〒 901-0306			
西崎町3丁目8番地			
安里マンション 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所 西崎町3丁目8番地 安里マンション 101			
使用期間	令和 4年10月13日 から 令和 4年11月13日 まで		
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 4年11月分		
使用水量	1 m <sup>3</sup>		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものは無効です。  
収納代行 DSK電算システム

領収日付印  
22.12.02  
収入印紙不要

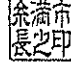
全額 充当 11月分  
¥ 3,187 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 4年12月26日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 5年 1月16日		
〒 901-0306			
西崎町3丁目8番地			
安里マンション 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所	西崎町3丁目8番地 安里マンション 101		
使用期間	令和 4年11月13日 から 令和 4年12月13日 まで		
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 4年12月分		
使用水量	0 m <sup>3</sup>		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長 

糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。


収納代行 DSX電算システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 5年 1月26日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 5年 2月15日		
〒 901-0306			
西崎町3丁目8番地			
マンション安里 101			
新垣 新(101) 様			
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101		
使用期間	令和 4年12月13日 から 令和 5年 1月13日 まで		
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 5年 1月分		
使用水量	1 m <sup>3</sup>		
上水道料金	2,191 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	3,187 円		

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長 

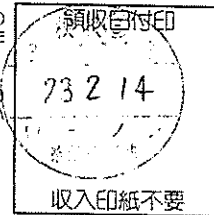
糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。

収納代行 DSX電算システム



全額充当 12月分  
¥ 3,187 (10/10)


全額充当 1月分  
¥ 3,187 (10/10)

充当割合：政務活動のみ全額充当

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 5年 2月24日発行

水栓番号	10-199-10		
納付期限	令和 5年 3月15日		
〒	901-0306		
	西崎町3丁目8番地		
	マンション安里 101		
	新垣 新(101) 様		
設置場所	西崎町3丁目8番地 マンション安里 101		
使用期間	令和 5年 1月13日 から	令和 5年 2月13日 まで	
用途	営業用	整理番号	084818
調定月	令和 5年 2月分		
使用水量	1 m <sup>3</sup>		
上水道料金	1,095 円		
下水道料金	996 円		
合計金額	2,091 円		

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
収納代行 DSK電算システム




全額充当 2月分

¥ 2,091 ( $\frac{10}{10}$ )

# 事務所概要申告票

議員名 新垣 新

## 1. 物件の所在

住所	糸満市西崎3-8 マンション安里1階	
電話番号		


## 2. 所有区分

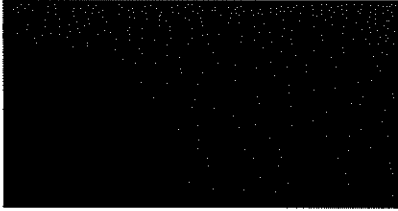

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [ 有限会社 アイホーム ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 新垣 新 

賃貸人 氏名    
 住所 

事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 新

1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎3-8マンション安里(1階)
----	---------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該当事務所は4～5月、10月～3月は政務活動のみに使用する為、全額充当とする。6～9月は政務活動以外に使用するため充当しない。

(関係経費)

家賃(月額)	120,000 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	120,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

新垣 新

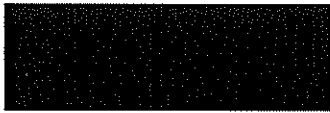


7-6



# 事業用建物 賃貸借契約書

貸主



様

借主

新垣 新

様

# 事業用建物賃貸借契約書

事務所費

頭書

## (1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	マンション安里		1階	
	所在地	住居表示	沖縄県糸満市西崎町3-8		
		登記簿	沖縄県糸満市西崎町3-8		
	用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>			
	種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> アパート <input checked="" type="checkbox"/> 店舗(事務所)兼共同住宅			
	構造	鉄筋コンクリート造			
	床面積	111.49 m <sup>2</sup>	登記簿	111.49m <sup>2</sup>	
	建築時期	昭和62年11月15日 新築 (大規模修繕を 令和 元 年実施) ・ <input type="checkbox"/> 不詳			
附属施設	※令和元年外観防水塗装実施				

## (2) 事業内容

沖縄県議会事務所
----------

## (3) 契約期間

始期	令和元年 11 月 1 日 から	2 年 0 月間	目的物件の引渡し時期
終期	令和3年 10 月 31 日 まで		令和元年 11 月 1 日

## (4) 賃料等

賃料・共益費(管理費) /		内 訳 等	
賃 料	月額 120,000 円 (内消費税等 円)		
共益費(管理費)	月額 - 円 (内消費税等 円)		
	共益費(管理費)には次のものを含む	<input type="checkbox"/> 上下水道使用料 <input type="checkbox"/> 電気料 <input type="checkbox"/> ガス料 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
賃料・共益費(管理費)の支払期限		<input type="checkbox"/> 当月分を <input checked="" type="checkbox"/> 翌月分を 毎月 27 日までに	
敷 金 / 礼 金	ナシ 円	敷金礼金資料の	ヶ月相当分 ナシ
仲介手数料(税込)	132,000 円	株式会社フェア信用保証	家賃×80% 96,000 円
附属施設使用料	円		円
敷引き・保証金償却規定			
そ の 他	※2年未満解約の場合違約金賃料1ヵ月分(120,000円)発生します。		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名	沖縄銀行	預金
	口座番号		口座名義人 有限会社 アイ・ホーム
	振込手数料負担者	<input checked="" type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> 貸主   持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号①シキタ- K7702本	鍵番号②シキタ- H173x2本	鍵番号③(20) V438x2本

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]		
	住所	沖縄県糸満市西崎町3-8		
管理業者	商号または名称	有限会社 アイ・ホーム	電話	098 ( 994 ) 5988
	所在地	沖縄県糸満市西崎2丁目17-13		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣	第	号
管理担当者	氏名	[REDACTED]		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名	新垣 新		年齢	[REDACTED] 歳
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	借主との関係	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
	勤務先	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
	携帯	( )		

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 月分を支払います
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません



特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

1. 入居(カギ引き渡し)は契約に必要な金銭の納入と、必要書類の全てと契約締結が完了した後となります。
2. 契約締結から2年以内の解約の場合は、違約金として賃料の1ヵ月分徴収致します。
3. 退去の際、賃借人が故意または過失により本物件に破損・汚損・損害を与えた場合は、賃借人が賠償責任を負うことになります。
4. カギを紛失場合は、賃借人負担によりシリンダー交換をするものとする。
5. 本物件は現状貸しとし解体費用及び室内リフォーム費用は賃借人負担で行うものとする。
6. 本物件は現状貸しの為、賃借人はハウスクリーニングを入れない為、退去の際は賃借人にハウスクリーニング費用は請求出来ないものとする。
7. 賃料等の支払は、銀行口座振替(毎月27日)のみと振替が確認が取れない際は賃借人は管理業者の指定口座に振込して頂くものとする。
8. 本物件は共同住宅ですので、上下階や隣室より、ドアの開閉や足音といった生活音は聞こえる場合がございます。
9. 本物件に設置しているエアコン設備は使用出来ない場合は貸主負担で撤去をするものとする。
10. 退去時に賃借人が修繕した箇所・設備等は賃借人が賃借人に対して買取請求又は修繕費用請求は出来ないものとし、契約解約とともに賃貸人へ無償で受け渡すものとする。

11. (契約期間)

契約期間は、令和元年11月1日より令和3年10月31年までの2年間とする。

但し、この期間が経過しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときは

この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019 年 10 月 31 日

賃貸人

住所

氏名

電話番号

借主

住所

氏名

電話番号

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

媒介  代理

取引態様

媒介  代理

免許証番号

沖縄県知事 (3) 第 3720 号

免許証番号

第

号

事務所所在地

沖縄県糸満市西崎2丁目

事務所所在地

商号

有限会社 アイ・ホ

号

代表者等

喜納 弘治

代表者等

印

登録番号

(沖縄) 第 6669 号

登録番号

第

号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

## 不動産賃貸契約条項

## (契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

## (契約期間および更新)

第2条 ~~本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとする。~~ 頭書特約事項 11に記載の通りとする。  
2 貸主および借主は、協議の上、~~本契約を更新することができる。ただし、更新にあたっての更新料の支払いの有無については、頭書(7)に記載するとおりとする。~~

## (使用目的)

第3条 借主は、本物件を頭書(2)の事業内容で使用するものとしなければならない。

## (賃料等)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料及び消費税、共益費(管理費)および附属施設料等(以下「賃料等」という。)を貸主に支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料等は、その月(本契約の契約期間の始期ないし終期)の属する月の日数にて日割計算した額とする。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料等を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合
- 四 建物の維持管理費の増減により共益費(管理費)および附属施設料等が不相当となった場合

## (敷金または保証金)

第5条 借主は、本契約から生じる一切の債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金または保証金(以下「敷金等」という。)を本契約締結と同時に貸主に預け入れるものとする。

2 借主は、本物件を明渡すまでの間、敷金等をもって賃料等と相殺をすることができない。

3 借主は、敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならない。

4 借主は、賃料が増額され敷金等が不足することになった場合、不足分を速やかに補てんしなければならない。

5 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金等を無利息にて借主に返還しなければならない。ただし、頭書(4)記載の敷引き・保証金償却規定の定めがある場合には、これらを控除した後の金額を返還するものとする。また、本契約に基づく借主の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金等から差し引くことができる。この場合には、貸主は、敷金等から差し引く債務の額の内訳を借主に明示しなければならない。

## (反社会的勢力の排除)

第6条 貸主および借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

第7条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の事業内容以外の目的に使用してはならない。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸(同居、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む)してはならない。
- 3 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 二 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること
  - 三 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
  - 四 本物件を、業として危険薬物の販売等の用に供すること
  - 五 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
- 4 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはならない。
- 5 借主は、本物件において危険な行為・騒音・悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為、衛生上有害となる行為ならびに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(内部造作および設備の新設等)

第8条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ文書および図面により貸主の承諾を得ることを必要とし、その費用は借主の負担とする。

- 一 本物件内の造作・改造・間仕切り・建具等の新設または模様替えをするとき
- 二 照明灯の増設・移転・電話の引き込み架設・給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等をするとき
- 三 金庫その他重量物を搬入据付するとき
- 四 看板および広告設備を設置するとき

(規約の遵守等)

第9条 借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 借主は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件管理上必要な事項を借主に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

(通知義務)

第10条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸主または貸主指定の管理人にすみやかに通知しなければならない。

- 一 借主の氏名・緊急時の連絡先等に変更がある場合
- 二 連帯保証人の住所・氏名・電話番号等に変更がある場合
- 三 借主が本物件を長期間不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先等
- 四 本物件に変更が生じまたは貸主の負担において修繕を要する箇所が生じた場合

## 五 借主が法人の場合、記載事項に変更があった場合

## (契約の解除)

- 第11条 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、その期間内に当該義務が履行されない場合は、本契約を解除することができる。
- 一 第4条第1項に規定する賃料等の支払義務を怠ったとき
  - 二 第7条各項に規定する行為(同条第2項に規定する行為および第3項に規定する義務のうち、第一号、第三号ないし第五号、第4項に規定する行為に係るものを除く。)を行ったとき
  - 三 本物件を貸主の承諾なくして1ヶ月以上使用しないとき
  - 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたと認められる場合
  - 五 警察の介入を生じさせる行為があった場合(借主またはその使用人等における自らの行為によるものを除く)
  - 六 その他本契約またはこれに付随して締結した契約の条項の一つに違反したとき
- 2 借主が次の各号の一つに該当する場合、貸主は何らの催告を要せず、即時に本契約を解除することができる。なお、この場合借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。
- 一 解散・破産・民事再生・会社更生等を自ら申し立て、ないしは申し立てられたとき
  - 二 銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき
  - 三 主務官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
  - 四 借主が第7条第2項に規定する義務に反した場合、および第3項に規定する義務のうち第一号、第三号ないし第五号もしくは第4項に規定する行為を行った場合
  - 五 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があった場合
- 3 貸主または借主の一方について、第6条各号の確約に反する事実が判明した場合ないしは本契約締結後に第6条各号の確約に反する事由が生じた場合、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除することができる。なお、この場合契約を解除された側は、本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

## (中途解約)

- 第12条 借主は、貸主に対して少なくとも3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、借主は、解約申入れの日から3ヶ月分(ただし、解約日までの期間が3ヶ月に満たない場合は、その不足日数分)の賃料等を貸主に支払うことにより、随時に本契約を解約することができる。
- 3 第1項および第2項による解約の申し入れは書面によるものとする。

## (賃貸借期間開始前の解約)

- 第13条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申し入れをするものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分に相当する額を貸主に支払うものとする。
- 2 貸主は、借主より預託を受けた敷金等を任意に前項の金員に充当できるものとする。

## (明渡し・原状回復義務)

- 第14条 借主は、明渡日を事前に貸主または貸主指定の管理人あてに通知し、立会日を協議した上で、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。ただし、第11条の規定に基づき本契

約が解除された場合は、直ちに本物件を明渡さなければならない。

- 2 前項の場合には、借主は、本物件内に取付・施設した造作・間仕切り・建具等および諸設備を借主の費用で撤去し、本物件を原状に回復して貸主に明渡さなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、借主が任意に原状回復をしない場合には、貸主は、借主の費用負担のもとに原状回復をすることができる。この場合に、貸主は、原状回復費用の内訳を借主に明示するものとする。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際しては、残存物をすべて処理し、公共料金等の精算を済ませた上で、鍵等の貸与されたものを返還するものとする。また、本物件の明渡し時において借主が本物件内に残置した物品については、借主はその所有権を放棄することとし、貸主はその物品を任意処分することができる。
- 5 借主が貸主の承諾を得て造作または設置した物品について、貸主はその費用を償還・買取する義務を負わない。

#### (立入り等)

- 第15条 貸主または貸主指定の管理人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、貸主または貸主指定の管理人は、緊急に立入る必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。ただし、貸主は、借主の不在時に立入ったときは、立入り後すみやかにその旨を借主に通知しなければならない。

#### (解除通知等の送付先)

- 第16条 貸主または借主が相手方に対し、本契約解除通知等をなすにあたり、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所に宛てて通知書等を発送した場合には、相手方の受領拒絶あるいは所在不明等で到達しなかった場合でも、通常その通知が到達すべき時にその意思表示は相手方に到達したものとす。

#### (解除後の本物件内の借主所有動産の処分等)

- 第17条 本契約が解除されたにもかかわらず、借主が所在不明のため借主自身が本物件を明渡すことができない場合には、連帯保証人は借主の承諾を要することなく、連帯保証人の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができることとし、その場合借主は何らの異議も述べない。なお、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所、借主の住民票記載の住所、連帯保証人の住所のいずれの住所に宛てて借主に対し書類等を送付しても、借主から何らの回答のない場合には、所在不明とみなす。
- 2 前項の場合において、貸主が連帯保証人に対し前項の処分を催告したにもかかわらず、連帯保証人がその処分を怠った場合ないしは連帯保証人も所在不明の場合には、貸主は自ら借主の承諾を要することなく、貸主の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができるものとし、その場合借主は何らの異議も述べない。

#### (契約の消滅)

- 第18条 本契約は、本物件の全部または一部が天災、地変、火災その他貸主、借主双方の責めに帰さない事由により、ないし都市計画事業等による収用または使用制限によりその目的を達することができなくなった場合には当然に終了する。

## (損害賠償)

第19条 借主が賃料等の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

- 2 借主は、本人・使用人もしくはその訪問者等の故意または過失により、本物件ないしはその設備等に損害を与えたときは、直ちにその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければならない。

## (立退料等の請求禁止)

第20条 本契約が終了した場合、借主は、貸主に対して立退料・移転料・損害賠償その他名目のいかなを問わず一切の請求をしないものとする。ただし、本契約が貸主の都合により合意解約された場合には、貸主、借主協議の上、貸主は借主に対し相当の金員を支払う。

## (契約期間中の修繕)

第21条 貸主は、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、借主の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

- 2 前項の規定にもとづき貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめ、その旨を借主に通知しなければならない。この場合において、借主は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 本物件内の床・壁・天井(塗装・壁紙の張り替えを含む)の修繕等小規模な修繕に関する費用は、原則として借主の負担とする。
- 4 要修繕箇所を発見した時は、借主は、すみやかに貸主に通知しなければならない。借主負担の修繕といえども必ず貸主と協議の上実施するものとする。

## (連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の一切の債務を負担するものとする。本契約が、合意更新ないし法定更新された場合も同様とする。

- 2 借主は、連帯保証人が欠けたとき、または、連帯保証人が適当ではないと貸主が認めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

## (協議)

第23条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

## (管轄裁判所)

第24条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所とする。

## (特約条項)

第25条 第24条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(3ページ)するとおりとする。

以上

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/8	NTT事務所電話費用4月分	20,059	全額	20,059
5/26	NTT事務所電話費用5月分	9,730	全額	9,730
	6~9月分政務外の為計上せず			
10/24	NTT事務所電話費用10月分	11,525	全額	11,525
11/22	NTT事務所電話費用11月分	15,763	全額	15,763
2/24	NTT事務所電話費用2月分	9,605	全額	9,605
事務費 充当合計				66,682

充当割合：政務活動のみ全額充当

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをお願いします。

ご請求先氏名  
新垣 新 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 4月ご請求分  
金額(円)  
¥20,059-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
22.5.08  
収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、左側の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをお願いします。

ご請求先氏名  
新垣 新 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 5月ご請求分  
金額(円)  
¥9,730-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
22.5.26  
収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

全額充当4月分

¥20,059 ( $\frac{10}{10}$ )

全額充当5月分

¥9,730 ( $\frac{10}{10}$ )

6~9月分政務外の為計上せず



充当割合：政務活動のみ全額充当

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は左欄の金額をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなしてください。

ご請求先氏名  
新垣 新 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年10月ご請求分  
金額(円)  
¥11,525-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
[REDACTED]

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

全額充当(10月分)  
¥11,525 ( $\frac{10}{10}$ )

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は左欄の金額をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らなしてください。

ご請求先氏名  
新垣 新 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年11月ご請求分  
金額(円)  
¥15,763-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
[REDACTED]

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

全額充当(11月分)  
¥15,763 ( $\frac{10}{10}$ )

事務費

充当割合：政務活動のみ全額充当

12・1月分

受領証紛失の為計上せず

電話料金等 込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
新垣 新 様

お客様番号  
[REDACTED]

2023年 2月ご請求分  
金額(円)  
¥9,605-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 印  
07359  
22.2.24  
印  
収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

全客員充当2月分

¥9,605 ( $\frac{10}{10}$ )

統一様式-①

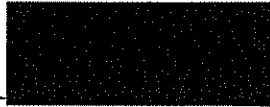
## 経費区分別支出一覧表

経費区分                      人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	雇用職員人件費4月~7月分	328,000	全額	328,000
毎月払	雇用職員人件費10月~2月分	430,000	全額	430,000
8/2	労働保険料(4月~R5.3月分)	14,287	その他	9,449
人件費 充当合計		/	/	767,449

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名  
住所



(令和元年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月6日	82,000	0	246	81,754		4月分
6月6日	82,000	0	246	81,754		5月分
7月5日	82,000	0	246	81,754		6月分
8月5日	82,000	0	246	81,754		7月分
合計	328,000		984	327,016		

↑  
計上していないが6・7月 政務外の事務員 いざっしかりました。  
ので、6・7月 政務で働いています。

# 令和 4 年度 雇用職員申告票

議員名 新垣 新

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和4年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

新垣 新



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿    タイムカード    その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 新垣 新】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	15%
	研修に係るもの ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	15%
	広聴広報に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	25%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	15%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・ 政党の会議準備や資料作成 ・ 後援会の名簿管理	

令和4年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 新垣 新



被雇用者



統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■■■■■■	生年月日	■■■■■■■■■■
住 所	■■■■■■■■■■	電話番号	■■■■■■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日
主な就業場所	糸満市西崎 3-8 マンション安里 1 階 新垣 新 事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間 12 時～13 時)
休 日	土・日・祝祭日・有給(16 日)・特別休暇(有給)
給与(賃金)	月給 82,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 5 日支払
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
<p>上記契約期間満了をもって本契約を解消する。上記契約以外の事項が発生した際には、協議をして解決するものとする。</p>	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 4 年 4 月 1 日

雇用者 氏名 新垣 新

被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和4年/2022年

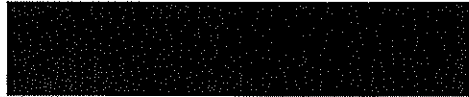
6月				5月				4月				No.
休	日	17	●	日	1	●	17	日	1	●	17	新 垣 新
土	日	18	●	特休	日	2	18	土	日	2	18	
日	日	19	●	↓	日	3	19	日	日	3	19	
●	日	20	土	↓	日	4	20	●	日	4	20	
●	日	21	日	土	日	5	21	●	日	5	21	
●	日	22	●	日	日	6	22	●	日	6	22	
●	日	23	●	特休	日	7	23	土	日	7	23	
●	日	24	●	↓	日	8	24	日	日	8	24	
土	日	25	●	↓	日	9	25	●	日	9	25	
日	日	26	●	↓	日	10	26	●	日	10	26	
●	日	27	土	↓	日	11	27	●	日	11	27	
●	日	28	日	土	日	12	28	●	日	12	28	
●	日	29	●	日	日	13	29	●	日	13	29	
●	日	30	●	特休	日	14	30	土	日	14	30	
△	日	31	●	●	日	15	31	△	日	15	31	
休				休				土				
出勤	日	20	日	出勤	日	19	日	出勤	日	20	日	氏名 [Redacted]
欠勤	日		日	欠勤	日		日	欠勤	日		日	
早退	日		日	早退	日		日	早退	日		日	
遅刻	日		日	遅刻	日		日	遅刻	日		日	



摘 要	月		月		7 月	
	17 日	1 日	17 日	1 日	17 日	1 日
	18 日	2 日	18 日	2 日	18 日	2 日
	19 日	3 日	19 日	3 日	19 日	3 日
	20 日	4 日	20 日	4 日	20 日	4 日
	21 日	5 日	21 日	5 日	21 日	5 日
	22 日	6 日	22 日	6 日	22 日	6 日
	23 日	7 日	23 日	7 日	23 日	7 日
	24 日	8 日	24 日	8 日	24 日	8 日
	25 日	9 日	25 日	9 日	25 日	9 日
	26 日	10 日	26 日	10 日	26 日	10 日
	27 日	11 日	27 日	11 日	27 日	11 日
	28 日	12 日	28 日	12 日	28 日	12 日
	29 日	13 日	29 日	13 日	29 日	13 日
	30 日	14 日	30 日	14 日	30 日	14 日
	31 日	15 日	31 日	15 日	31 日	15 日
		16 日		16 日		16 日
	出 勤	日	出 勤	日	出 勤	20 日
	欠 勤	日	欠 勤	日	欠 勤	日
	早 退	日	早 退	日	早 退	日
	遅 刻	日	遅 刻	日	遅 刻	日





## 雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名  
住所



(令和4年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
8月5日	86,000	0	430	85,570		8月分
9月5日	86,000	0	430	85,570		9月分
11月5日	86,000	0	430	85,570		10月分
12月5日	86,000	0	430	85,570		11月分
1月5日	86,000	0	430	85,570		12月分
2月6日	86,000	0	430	85,570		1月分
3月6日	86,000	0	430	85,570		2月分
合計	602,000		3,010	598,990		

8・9月分政務外活動の為計上せず

# 令和 4 年度 雇用職員申告票

議員名 新垣 新

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和4年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

新垣 新



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 新垣 新】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	25%
	研修に係るもの ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） 等	15%
	広聴広報に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	15%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	15%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・ 政党の会議準備や資料作成 ・ 後援会の名簿管理	0%

令和元年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 新垣 新



被雇用者



統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■ ■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 4年 8月 8日 ~ 令和 5年 3月 31日
主な就業場所	糸満市西崎 3-8 マンション安里1階 新垣 新 事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間 12 時～13 時)
休 日	土・日・祝祭日 有給休暇制度あり (16 日)
給与 (賃金)	月給 86,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 5 日払い
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 4年 8月 8日

雇 用 者 氏名 新垣 新



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

10月			9月			8月			新垣新
●	17日	1日	●	17日	1日	●	17日	1日	
●	18日	2日	●	18日	2日	●	18日	2日	
●	19日	3日		19日	3日	●	19日	3日	
●	20日	4日	●	20日	4日		20日	4日	
●	21日	5日	●	21日	5日		21日	5日	
	22日	6日	●	22日	6日	●	22日	6日	
	23日	7日		23日	7日	●	23日	7日	
●	24日	8日		24日	8日	●	24日	●	
●	25日	9日		25日	9日	●	25日	●	
●	26日	10日	●	26日	10日	●	26日	●	
●	27日	11日	●	27日	11日		27日	11日	
●	28日	12日	●	28日	12日	●	28日	12日	
	29日	13日	●	29日	13日	●	29日	13日	
	30日	14日	●	30日	14日	●	30日	14日	
●	31日	15日		31日	15日	●	31日	●	
		16日			16日			●	
出勤	20日		出勤	20日		出勤	16日		

氏名



8.9月分政務外の為計上せず

1月			12月			11月			新垣新
●	17日	1日	●	17日	1日	●	17日	1日	
●	18日	2日	●	18日	2日	●	18日	2日	
●	19日	3日	●	19日	3日	●	19日	3日	
●	20日	4日	●	20日	4日	●	20日	4日	
	21日	5日	●	21日	5日	●	21日	5日	
	22日	6日	●	22日	6日	●	22日	6日	
●	23日	7日	●	23日	7日	●	23日	7日	
●	24日	8日	●	24日	8日	●	24日	8日	
●	25日	9日	●	25日	9日	●	25日	9日	
●	26日	10日	●	26日	10日	●	26日	10日	
●	27日	11日	●	27日	11日	●	27日	11日	
	28日	12日	●	28日	12日	●	28日	12日	
	29日	13日	●	29日	13日	●	29日	13日	
●	30日	14日	●	30日	14日	●	30日	14日	
●	31日	15日	●	31日	15日	●	31日	15日	
		16日	●		16日	●		16日	
出勤 19日			出勤 20日			出勤 20日			氏名



月		3月		2月		新垣新	
日	日	● 17日	● 1日	● 17日	● 1日		氏名
日	日	18日	● 2日	18日	● 2日		
日	日	19日	● 3日	19日	● 3日		
日	日	● 20日	4日	● 20日	4日		
日	日	21日	5日	● 21日	5日		
日	日	● 22日	● 6日	● 22日	● 6日		
日	日	● 23日	● 7日	23日	● 7日		
日	日	● 24日	● 8日	● 24日	● 8日		
日	日	25日	● 9日	25日	● 9日		
日	日	26日	● 10日	26日	● 10日		
日	日	● 27日	11日	● 27日	11日		
日	日	● 28日	12日	● 28日	12日		
日	日	● 29日	● 13日	29日	● 13日		
日	日	● 30日	● 14日	30日	● 14日		
日	日	● 31日	● 15日	31日	● 15日		
日	日	●	● 16日	●	● 16日		
出勤 日		出勤 22 日		出勤 19 日			



人件費

1A UUI853-U2

領收証書		年度		(款) 保險料収入	(項・目) 保険料収入	(款・項) 雑収入	(目) 追徴金	(目) 延滞金
労働保険特別会計		47101037087-000		(款) 一般拠出金収入	(項・目) 一般拠出金収入	(款・項) 雑収入	(目) 追徴金	(目) 延滞金
				(款・項) 雑収入	(目)	(款・項) 雑収入	(目)	

労働保険番号

都道府県	所定	管轄(1)	番号	枝番号
47	10	1037087	-	000

会社年度(元号・令和は9)  
元号: 71 年度: 4

徴定 元号: 71 年度: 4

徴定 元号: 71 年度: 4

(住所) 糸井中町1-8  
(氏名) 新里 隆

右合社額及び石勘定取  
引額を徴収しました。

主任収入官吏  労働監督署  
 部長兼主任収入官吏  労働監督署  
 厚生労働事務官  
 労働基準監督官  
 厚生労働技官

新里 隆 印

徴収 種別	① 労働 保険料	② 一般 拠出金	③ 追徴金	④ 延滞金	合計額 (①+②+③+④)	
					円	円
本年度 繰算第1期分 増加賦課・確定	14268	19			14487	
前年度 繰算第1期分 増加賦課・確定						
本年度 繰算第1期分 増加賦課・確定						

14268 - 2952 = 11,316  
 11,316 ÷ 12 = 943  
 11,316 - (943 × 2) = 9430  
 9430 + 19 = 9,449  
 充当額 9,449円  
 (8.9月分除く)

労働保険 概算・増加概算・特掲保険料 申告書  
 石綿健康被害救済法 一般拠出金  
 下記のとおりに申告します。

継続事業  
 (一括有期事業を含む。)

併記 字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

事業主控

08 E 0009181  
 08-E005341  
 AA1A47R-009181#

年 月 日

あて先 〒 900-0006

人件費

那覇市  
 おもろまち2丁目1番1号  
 那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局 lto3p3cd

労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
47101037087-000					

※各種区分			
首長(2)	保険関係等	業種	産業分類
01	111	9416	93

②増加年月日(元号 令和は9) 9-04-02  
 ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元号 年 月 日  
 ※事業廃止等理由 項4 項5  
 ④常時使用労働者数 1人 項6  
 ※保険関係 項9  
 ⑤雇用保険被保険者数 1人 項7  
 ※片保険理由コード 項10

984	12.00	1.1808
	3.00	
	9.00	
984	0.02	19

①区分	算定期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで		
	②保険料算定基礎額の見込額	③保険料率	④概算・増加概算保険料額(②×③)
労働保険料	(イ) 984千円 (項20)	(イ) 1000分の	(イ) 984千円 (項21)
労災保険分	(ロ) 984千円 (項22)	(ロ) 1000分の 3.00	(ロ) 2952千円 (項23)
雇用保険分	(ホ) 984千円 (項26)	(ホ) 1000分の	(ホ) 11216千円 (項27)

⑤事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 項28  
 ⑥事業主の電話番号(変更のある場合記入) 項29  
 ※概算有無区分 項31  
 ※算定対象区分 項32  
 ※データ指示コード 項33  
 ※再入力区分 項34  
 ※修正項目 項35  
 ⑦延納の申請 納付回数 1 (項30)

11,808

⑧申告済概算保険料額  
 ⑨増加概算保険料額  
 ⑩法人番号

⑫期別納付額	全期又は第1期	(イ) 概算保険料額 ④の(イ)-(ロ)+次期以降の(イ)未納増分	(ロ) 労働保険料充当額 ⑤の(イ) (労働保険料分のみ)	(ハ) 不足額(④の(イ)-(ロ))	(ニ) 今期労働保険料 (イ)-(ロ)又は(イ)-(ロ)	(ホ) 一般拠出金支出 ⑤の(イ)-(一般拠出金のみ)	(ヘ) 一般拠出金額 ④の(ハ)-(⑤の(ホ))	(ト) 今期納付額(ニ)+(ヘ)
	第2期	14,680円			11,808円		19円	11,827円
	第3期							

⑭事業又は作業の種類 政務事務所  
 その他 各種事業

⑮加入している労働保険 (イ)労働保険 (ロ)雇用保険

⑯事業 (イ)所在地 糸満市西山崎3-8 マヒカン 2F (ロ)名称 新垣アヲタ事務所

⑰住所 (イ)住所 (法人のときは) 糸満市西山崎3-8 マヒカン 2F (ロ)名称 新垣アヲタ事務所 (ハ)氏名 (法人のときは) 代表者の氏名 新垣 新

⑱郵便番号 911-1006 (090) 1654-0589

⑲電話番号 (イ)住所 (法人のときは) 糸満市西山崎3-8 マヒカン 2F (ロ)名称 新垣アヲタ事務所 (ハ)氏名 (法人のときは) 代表者の氏名 新垣 新